

七寺本『清浄法行經』の「翻刻」と「訓讀」をめぐる

——「清浄ならざる行い」を中心に——

野村卓美

一 はじめに

中国人僧侶により創作されたと推察される經典、所謂疑經の一つである『佛説清浄法行經』（以下、『法行經』と略記）は、早い時期に散逸したとされていたが、近年、名古屋長福寺（通称七寺）で発見された。周知の如く、同經は、釈迦が佛教を信仰することを頑なに拒絶する中国に、迦葉菩薩以下三名の高弟を遣わすと、老子・孔子等著名な人物と化し、同国の仏教流布のための素地を築いたという、「三聖派遣説」を説いていることでも著名である。

『法行經』発見直後から、石橋成康氏により詳細な調査・研究がなされ、それは「新出七寺蔵『清浄法行經』

攷」⁽¹⁾（以下、本稿では「石橋Ⅰ」と略記）・「新出七寺蔵『清浄法行經』攷之二——疑經成立過程における一断面」⁽²⁾（以下、本稿では「石橋Ⅱ」と略記）という二論稿に纏められている。氏の分析に拠ると、『法行經』は第一段と第二段で構成されており、第一段は更に、前半の二十条の「清浄なる法行」（七寺本は冒頭部が缺損しており、第十六条からその全容を知ることが出来る）と、後半の二十条の「清浄ならざる行い」を語ることを中心とした箇所に分けることが出来、続く、第二段は「三聖派遣説」等が語られている。「石橋Ⅰ」では主に第一段の翻刻、「石橋Ⅱ」では第一段の部分的な訓読と第二段の翻刻・訓読がなされている。後に、七寺古逸經典研究叢書・第二卷『中国撰述經典（其之⁽³⁾）』が刊行され、それには、石橋

成康・直海玄哲・落合俊典「擔當」(同「目次」)による

同經の影印・翻刻・訓讀・解題(以下、本稿では、それらを指す場合は「影印」・「翻刻」・「訓讀」と略記)が収録されている。同叢書が出版されたことにより、以後、疑經や

『法行經』に関する多くの論稿が発表されることになる。

先述した如く、三論稿では七寺本『法行經』全体の翻刻・訓讀が試みられている。その他、同經で最も注目される第二段の「三聖派遣説」を中心とした箇所(5)の翻刻も、多くの研究者によりなされている。七寺本は「對照本のない唯一現存が確認される寫本」(4)であるにも関わらず、これら先学の翻刻を詳細に比較すると微妙な異なりが見出せ、当然、それに基づいてなされた訓讀にも相違がみられる。何故、このような現象が生じるのであろうか。

七寺本を精査した梁曉虹氏は、七寺本写本に「誤読・誤字・異体字・古語などが大量に存在」(5)することを指摘しているが、そのことも転写した人物や現代の研究者を混乱させている原因の一つであろう。

本稿は、第一段後半の「清淨ならざる行い」を中心に、翻刻・訓讀について調査を試み、その過程で気付いた幾つかの事柄を記してみる。

二 第二条の検討

『法行經』が対象とした人は、出家し寺院に属し仏道修行に専念する僧侶ではなかった。それは、「清淨ならざる行い」第十二条に、「佛廟」が「鷄狗猪羊牛馬」の「屎溺」(48~49行)で汚されないように気を付けることを挙げており、同經を信仰する人、もしくは、身近な人が畜産を生業とし、或いは、列挙されている動物には食用のみを目的とした家畜が含まれており、日常的に肉食を行っている人々もいることを前提とした記述と推察される。また、同第十八条には、「經文」を「放妻子不淨牀上」(57~58行)とあり、妻帯者も含まれていたことが解る。このような記述からも、同經は前田繁樹氏の「いわば布教の最前線にある在家信者のための心得書き」との指摘が相応しい。他に妻帯者に言及しているのが第二条である。それは、

二者、尊像與妻子共屋。於前坐起、言語穢慢、夫妻
歡娛、不避尊像。(イ)
(ロ)

* 句読点は「訓讀」参照。以下、同。

* (イ)、「慢」(石橋 I)。(ロ)、「婦」(石橋 I)・

II)

と「齷刻」され、

二は、尊像と妻子と屋を共にす。前に於いて坐起し、言語穢慢し、夫妻歡娛し、尊像を避けず。

と「訓讀」されている。注記した如く、「石橋」は「二者、尊像與妻子共屋。於前坐起、言語穢慢。夫婦歡娛、不避尊像。」と翻刻し、「二は、尊像と妻子が屋を共にす。前に坐起し、言語穢慢す。夫婦歡娛して、尊像を避けず。」と訓読している。この中では、「於前坐起、言語穢慢」という翻刻と「坐起し、言語穢慢す」と訓読が問題となるのではなからうか。このように訓むと、「尊像」の前に「坐起」し、「言語」でそれを「穢慢」することを禁じていると解せる。

大藏經で検索すると、「坐起」と「言語」を併記した、「坐起言語」と言う例を二十余見出すことが出来る。それ等は、例えば、

・ 譬如有^(イ)人從聚落到^(イ)某^(イ) 聚落。坐起言語。臥眠不語。從彼聚落。來還至此。坐起言語經行。皆識見之。

〔佛說寂志果經〕〔正藏〕一・二七五頁下。

・ 人依衣食乃得存命便能蘇息。坐起言語則為安隱。身體康寧氣力強盛。〔阿差末菩薩經〕卷第二〔正藏〕一

三・五八八頁下。

・ 我不樂與汝共^(イ) 坐起言語。我樂獨坐起言語。

〔十誦律〕卷第五十三〔正藏〕一三・三九五頁上。

・ 比丘入宮與太子坐起言語。王便生惡念。〔鼻奈耶〕

卷第十〔正藏〕二四・八九三頁中下。

とある。如上、大藏經で調査した限りでは、「坐起言語」は熟語の如く使用されており、「坐起・言語す」と訓読されている。辞書に拠ると、「坐起」は「坐ることと立つこと。」「起き上がったて坐る。」「大漢和辞典」(大修館書店)、また、「挙止行動を指す。」「漢語大詞典」(漢語大詞典出版社)ともある。「言語」は「口でいふことば。」「大漢和辞典」(中村元著『佛教語大辞典』(東京書籍))の意があり、「坐起・言語」で日常の言動を指していると推察される。次に、「穢慢」であるが、辞書類に見出せない熟語である。大藏經を検索すると、

・ 隱居深山。山間有清澗。恒取澡漱。後有採薪者。穢慢其側。水俄頃而燻。〔出三藏記集〕卷第十三

〔正藏〕五五・九八頁上。

という一例のみが見出せた。外典には幾つか存しており、そこには、

・ 陰賊不軌。嫉害賢哲。心懷進退。穢慢真人之罪者。

〔太平御覽〕(中華書局影印)卷六六〇。二九四八頁上。

・因遂名鱸父廟。人有起請。及穢慢。禍福立至。

〔同〕卷九三七。四一六頁下。〕

とある。また、『漢語大詞典』「穢」には「荒蕪」「汚濁」
「雜亂」等、『康熙字典』（標典整理本。漢語大詞典出版社）
「慢」には「説文」…惰也。」「廣韻」…怠也、倨也、緩
也。』等とあり、穢れた状態、また、それを改める意思
のないことの意味と推察される。

上述したことから、「坐起・言語」という極めて日常
的な行為の中で、生活空間の中に安置されている「尊
像」を無意識に「穢慢」することを戒める条文、と理解
できる。故に、「於前坐起・言語穢慢。」と訓点を改め、
「前に坐起・言語し穢慢す。」と訓読すべきではなから
うか。また、句点を付したのは、先の文が「妻子」、以
下の文が「夫妻」と主語が変化している故であろう。
「石橋Ⅱ」も同様に句点を付している。「夫妻歡娛、不
避尊像。」は、「夫妻歡娛するに、尊像を避けず。」と訓
読しては如何であろうか。「尊像」を別「屋」に安置し
ないと、日常生活、夫婦生活の中で意識せずに不敬な言
動を成すことを注意している条文と解すべきではなから
うか。

三 第十条の検討

「清浄ならざる行い」第十条は、
十者、持雜器物^(一)内佛^(二)、精舍^(三)防塞^(ホ)左右。 (47) 48
行)

* (ハ)、「物」、「石橋Ⅰ」。(ニ)「佛精」(石橋Ⅰ)。
(ホ)、「舍」、「石橋Ⅰ」。

と「穢刻」し、
十は、雜器物内に佛を持し、精舍は左右を防塞す。
と「訓讀」している。

この「訓讀」は「雜器物内」の「佛」が中心となり、
それを守るために「精舍」を「防塞」すると読める。し
かし、本条は、律藏の中の「不得藏財^(イナシ) 物置佛塔
中。」(四分律)卷二十一(正藏)一三二・七一〇頁下)とい
う戒律と関わるのではなからうか。『四分律』は佛塔の
中に、仏道修行とは関わらない財物などを置いておくこ
とへの注意を促したものである。注記で示した如く、
「石橋Ⅰ」は「十者、持雜器物、内佛精舍、防塞左右。」
と翻刻する。しかし、訓読はなされていない。翻刻に従
うと、「石橋Ⅰ」は「十は、雜器物を持し、佛精舍に内
れ、左右を防塞す。」との訓読を意図したと推察される。

梁氏は先に引用した、『法行經』は四字が意識されているという指摘の他に、句読点を付すことの重要性を強調している。解放されるべき佛精舎が、戒められるべき物欲により、嚴重に閉鎖されるといふ状態を禁じた經文と読める。句読点が「石橋Ⅰ」から「石橋Ⅱ」の如く改められたのには、如何なる意図が存したのであるうか。

四 第十三条の検討

先に引用した『四分律』の中には、「不得在佛塔中止宿。」（『正藏』二二・七一〇頁下）ともあり、佛塔中に宿ることを禁じている。「清淨ならざる行い」の中で、この律と関わるのが、

十三者、佛廟臥宿、夜若便利、不着衣裳、或失氣上風、申縮露體不自覺知。（49～51行）

*（へ）、「宿。」（石橋Ⅰ）。（ト）「着」（石橋Ⅰ。石橋Ⅱ）。（ト）、「裳。」（石橋Ⅰ）。（チ）、「體。」（石橋Ⅰ）。

と「繡刻」され、

十三は、佛廟に臥宿し、夜、若し便利なれば衣裳を著けず、或は上風に失氣し、露體を伸縮して自ら覺

知せず。

と「訓讀」されている第十三条である。この「訓讀」によると、前半部は、佛廟で寝る際に、夜、便利なので衣服を身に著けずに寝ると「失氣」する故に、注意を促していると読める。ここでは、「失氣」は「氣を失ふ。氣絶する。」（『大漢和辞典』）の意と解されていると推測される。この「訓讀」では經意が正確に読み取れないのではなからうか。以下、考察したところを記してみる。

前述した如く、『法行經』は在俗の信者のための經典であり、前述した第二条の「夫妻歡娛」の如き極めて日常的で尾籠な記述も頻出する。また、「清淨ならざる行い」第一条には「惑別安立近不淨處。」（39行）とあるが、「不淨」は「便所」（『大漢和辞典』）と推察され、第五条は「著履上廁、踰踐尿溺、來入佛前。」（43～44行）。「訓讀」履を著して廁に上り、尿溺を踰踐して、來りて佛前に入る。）、先に一部引用した第十二条は「開戸不閉、放縱鷄狗猪羊牛馬尿溺汗穢。」（48～49行）。「訓讀」戸を開きて閉めず、鷄狗猪羊牛馬の尿溺汚穢を放縱せしむ。等々、人間・家畜の排泄に関しても頻繁に言及している。この第十三条も、例示したような尾籠な表現が用いられている可能性を踏まえて検討する必要があるのではなからうか。以下、幾つかの語を取り出し検討する。

先ず、先在意が解し難いと指摘した、「或失氣上風」

と言う記述を検討してみる。「上風」は「風の吹き起る方。」「優勢、或いは、有利な地位にあることの譬喩。」「

（『大漢和辞典』・『漢語大詞典』）等との意で用いられることが多いようであるが、經典の中には、異なつた意で使用されている例も見出だせる。例えば、

・人得病有十因縁七忍大便。八忍小便。九制上風。十制下風。従是十因縁生病。（『佛説佛醫經』〔『正蔵』一七・七七七頁中〕）。

・佛説醫經云。七忍大便。八忍小便。九制上風（上風謂呵欠噎嗽等）。十制下風。（『釋氏要覽』卷下〔『正蔵』五四・三〇六頁中〕）

* へ は小書きを示す。以下、同。

とある。『釋氏要覽』の編者道誠は、『佛説醫經』（『佛説佛醫經』）を引用するに際し、「上風」に「呵欠」、即ち、「人が疲れた時、或いは、目覚めた時、自然と口を開き深く呼吸すること。」「あくび。」「（『漢語大詞典』・『大漢和辞典』）、「噎」、即ち、「くしゃみ。」「くさめする。」「（同）、また、「嗽」、即ち、「咳。」「せく。」「（同）」と注記を加えている。正確を期すための注記と推察される。これに拠ると、医学的な文脈で「上風」が用いられる場合は、口

から激しく空気を出し入れする行為を指す意で用いられることもあることがわかる。次に、「失氣」を検討してみよう。例えば、

・此人生時以不善心入聖人室失氣泄穢。受罪二百四十歳。後世貧賤人中身體常臭。（『經律異相』卷第五十〔『正蔵』五三・二六七頁中〕）

とある。また、『漢語大詞典』「失氣」には、「中国医学では肛門より漏泄する気体を謂う。」とあり、中国の医学『素問』「欬論」・「傷寒論」「陽明病」を引用している。即ち、「失氣」は放屁を指している。¹³⁾「訓讀」は「上風に失氣し」と、「上風」が原因で「失氣」すると解しているが、「上風」と「失氣」は近似する行為の併記と考えられる。故に、「或失氣上風」は欠伸・咳や放屁等をする事と解することが出来、「或は失氣・上風す」と訓読すべきであろう。「失氣」・「上風」の意味が解ると、「夜若便利、不著衣裳」の意も自ずと推察出来る。「訓讀」には「夜、便利なれば衣裳を著けず」とするが、これは「便利」を「都合がよい。便宜。」「（『大漢和辞典』）の意に解してなされたものである。しかし、用例を探すと、

・天有十法何等爲十。六者不淨大小便利。是見諸天十

法。(『長阿含經』卷第二十(『正藏』一・一三三頁下))。

・八千龍象。所有便利穢汙之物。有諸夜叉隨掃擲棄。

(『起世經』卷第一(『正藏』一・三二四頁上))。

・菩薩行六波羅蜜時。若見衆生有大小便利。發意願言。

我作佛時。令我國人等如天身無復便利之患。(『放光

般若經』卷第十三(『正藏』八・九三頁中))。

・雖有天人無別異相。不假雜食而用資身。亦無便利穢

汚不淨。(『大乘理趣六波羅蜜多經』卷第二(『正藏』八・

八七一頁下))。

等々の用例を見出すことが出来る。ここで用いられてい

る「便利」は、「大小便のこと。糞尿の排泄。」(『佛教語

大辭典』)の意である。論じている箇所も、同様と考えら

れる。故に、「夜若便利、不著衣裳」は、「夜、若し便利

するに、衣裳を著ず」と読むべきであろう。『沙弥塞部

和醯五分律』卷第二十七にも、「佛言。不応裸形上廁。

裸形上廁突吉羅。」(『正藏』二二・一七七頁上)とあり、

裸で排泄することを禁じている。先程の「或失氣上

風」は、「便利」をする際に「失氣」、あるいは、「上風」

をすることを指していると解せる。次に、「申縮露體」

との記述を検討する。大藏經には、

・入地獄中。作肉敷具。火燒申縮。受苦萬端。至今不

息。(『佛說因緣僧護經』(『正藏』一七・五七〇頁上))。

・按摩(凡人自摩自捏。申縮手足。除勞去煩。)(『二

切音義』卷第十八(『正藏』五四・四一九頁上))。

と、「申縮」が「伸縮」の意で用いられている例を見出

だすことが出来る。「灑刻」には「申」に「伸」と注記

がなされおり、「康熙字典」「申」には「正韻」(略)

音信。伸也。」とある(『大漢和辭典』も)。即ち、「申縮」

は「伸縮」であり、「のばすこととちぢめること。」(『大

漢和辭典』)の意である。「露體」は經典類に、

・世尊告曰。大王。意未識眞人(イ阿)羅漢。不似裸形露

體。名爲阿羅漢。(『增一阿含經』卷第三十五(『正藏』

二・七四二頁中))。

・即取我所愛人若男若女。脫衣露體臥置地上於前如死

尸想一心三昧觀此死尸心甚驚畏破愛著心。(『釋禪波

羅蜜次第法門』卷第九(『正藏』四六・五三六頁上))。

・裸形(裸脫衣露袒也説文裸亦脫衣露體也從人果聲或

作裸又作裸。)(『二切音義』卷第三十二(『正藏』五四・

五三〇頁中))。

とあり、「露體(體)」は「裸體」(『大漢和辭典』)であり、

「暴露」(41行)と同意である。「露體を伸縮す」と読み

下せ、「便利」をする際に、裸の体を伸び縮みさせると

と佛廟の周囲での排泄に就いて詳細に論じている。

五 第十七条の検討

「清浄ならざる行い」第十七条は、

十七者、經卷類災、蟲齧屋滿。^(リ) 有頭无尾、^(ヌ) 有尾无

頭。空缺失字、不可尋。案露著坐上。^(55-57行)

* (リ)、「滿(漏?)」(石橋 I)・「滿。」(石橋

II)・「滿、」(梁)。(ヌ)、「尾。」(石橋 I)。(ル)、

「頭、」(梁)。(ヲ)、「尋案。」(石橋 I)・「尋案、」

(梁)。

と「灑刻」され、

十七は、經卷は類災し、蟲齧屋に滿つ。頭あり尾な

く、尾あり頭なし。空缺して字を失し、尋ぬべから

ず。露著に坐上に案ず。

と「訓讀」されている。

参考のために、「清浄なる法行」第十七条を示すと、

「十七者、經卷整測、勿有誤脱。扱箱盛經、安法坐上。」

と「灑刻」され、「十七は、經卷は整へ測りて、誤脱あ

るなかれ。箱に扱めて經を盛き、法坐の上に安んず。」

と「訓讀」されている。「清浄なる法行」と「清浄なら

ざる行い」兩条を比較すると、經文の誤脱の有無、經卷

いう行為をすることを禁じている表現と解せる。故に、
ここでは「佛廟」に「臥宿」し「便利」をする際に、
「不著衣裳」こと、「失氣」・「上風」をすること、「申^(申)
縮露體」することを戒めていると解することが出来る。
最後の「不自覺知」は、

・若持讀誦如說修行。所得功德不自覺知。(妙法蓮華
經)卷第一(「正藏」九・一九頁中)。

・猶如有人爲鬼所著。隨彼鬼神持身所詣不自覺知。

(「十住斷結經」卷第六(「正藏」一〇・一〇〇七頁下))。

・諸女人等身體醜陋自謂端正。猶如醉人不自覺知。

(「大方等大集經」卷第三十五(「正藏」一三・二三九頁
中(下))。

等の如く、自ら意識していないの意であろう。

故に、この第十三条は「十三者、佛廟臥宿、夜若便利、
不著衣裳、或失氣上風、申縮露體、不自覺知。」と句読
点の位置を変え、「十三は、佛廟に臥宿し、夜、若し便
利するに、衣裳を著す、或るは失氣・上風し、露體を申
縮するも、自ら覺知せず。」と読み下すべきではなから
うか。『四分律』には「不得佛塔下大小便。」「不得向佛
塔大小便。」「不得遠佛塔四辺大小便^(イナシ)。」「不得持佛像至大小便處。」(「正藏」二二・七一頁下)

の管理方法の良し悪しが「對應關係」(石橋Ⅰ)になるように論じられていることが理解できる。⁽¹⁴⁾ 検討の手始めとして、石橋氏の翻刻・訓読の変化を示しておく。考察すべき箇所が明確になる故である。

「石橋Ⅰ」では、「清浄なる法行」の翻刻は同じで、訓読は「經卷は整測にして、誤脱あるなかれ、箱に扱めて經を盛り、法坐の上に安んず。」とある。また、「清浄ならざる行い」は、「十七者、經卷類災、虫齧屋漏(漏?)。有頭无尾。有尾无頭。空缺失字、不可尋案。露著坐上。」と翻刻し、「經卷は類災し、虫齧、屋漏あり。頭あり尾なく、尾あり頭なし。空缺して字を失し、尋ね案ずべからず。露に坐上に著く。」と訓読されている。「石橋Ⅱ」では両条の翻刻は示されていないが、訓読は共に「訓讀」と同じである。

石橋氏が幾箇所か、その訓読を変更した意図は不明であるが、少し推測することは出来る。「清浄なる法行」の「整測」が「整測にして」から、「整へ測りて」と改変されたのは、「整測」なる熟語が内・外典から検索出来ないことに因るのではなからうか。故に、試みられている「整測」にせよ、「整へ測」るにせよ、使用例は見出せない。ここは、經卷が誤脱無きように心配りされて

いる状態を指す表現と考えらる。⁽¹⁶⁾ しかし、問題となるのは「測」が他動詞であり、この經文からは適応する目的語が見出せないことである。故に、この「訓讀」は再考が必要である。あるいは、転写の際に、他の字と誤って書写された可能性も推察される。⁽¹⁷⁾

「清浄ならざる行い」冒頭の「經卷類災」との表現は、先に検討した「經卷整測」との「對應」を意識した記述であり、經卷の管理が杜撰な状態を示していると推察される。しかし、「整測」と同様に、熟語として「訓讀」されている「類災」も、現在使用例は見出せない。大藏經から、以下のような「類災」を三例見出すことが出来た。それらは、

・瀑流煩惱善心遠離。増上慢類災禍有無。(『菩薩本生鬘論』卷第九(『正藏』三・三六〇頁上))。

・是謂梵志由三因緣使此生類災害橫起飢饉餓死攻伐無道。(『出曜經』卷第二(『正藏』四・六一八頁上))。

・復有成就法。能息畜類災難。(『大摩里支菩薩經』卷第一(『正藏』二二・二六五頁下))。

とある。しかし、『菩薩本生鬘論』は「増上慢の類・災禍有こと無く」(『国訳一切經』(大東出版社)本縁部五)、『出曜經』は「此の生類をして災害の横起」(『同』本縁

部十」と先学は訓読しており、『大摩里支菩薩經』も「能く畜類の災難を」云々と訓読するのである。如上、「類災」は「訓讀」の如く、「類災す」と動詞として読むことは困難なようである。『康熙字典』「災」には『玉篇』の「害也。」が見出せ、『大漢和辞典』「災」には「そこなふ。」の訓で、「傷つける。やぶる。」の意があり、「害物曰災」という註が引用されている。先の經典の読みを参照すると、「類災」の「類」は「たぐい」・「るい」と読めるが、「災」は『大漢和辞典』の如く「そこなふ。」と訓むと他動詞となり、「整測」の「測」の如く、經文中に適した目的語を見出すことが出来ない。全くの私(試)案であるが、大藏經の如く、「類」は「經卷(の)類」と読み、「災」は名詞化し「災」と訓読するのは如何であろうか。即ち、「經卷」の「類」の具体的な「災」が「蟲齧」と解釈する。すると、「經卷類災、蟲齧屋滿。」は「經卷類の災、蟲齧(は)屋に滿つ。」と読めるのではなからうか。誤写の可能性も考慮し、「整測」・「類災」は再度の検討が必要ではあるまいか。

次に、「清淨なる法行」・「清淨ならざる行い」の「翻刻」文を比較し、不自然に感じるのは、「清淨ならざる

行い」の最後「空缺失字、不可尋。案露著坐上。」とある箇所句点の位置と、「尋ぬべからず。露著に坐上に案ず。」という「訓讀」である。前述した如く、「石橋I」はこの部分の「清淨なる法行」・「清淨ならざる行い」の全文に四字で句読点を付している。しかし、「石橋II」と「訓讀」の「清淨ならざる行い」は明らかにそれとは異なる。梁氏は、この部分については、先に指摘した如く、『法行經』が四字構成を強く意識していることを指摘し、また、註で示した如く、引用の際は全て四字で句読点を付している。この部分を四・三・五字とするか、四・四・四字とするかは、經文の意味内容に背かない、「尋案」という熟語が存するか否かである。大藏經を検索すると、

・問。今疑曰。尋案。論文自五識之次他意識二心起。
〔五心義略記〕卷上〔正藏〕七一・二八三頁下)。

という例のみを見出すことが出来る。『五心義略記』は、慈恩大師窺法師の『大乘法苑義林章』中の「五心章」の注釈で、永觀二年(二六四四)に清範が撰述したものの、『佛書解説大辞典』(大東出版社)である。「尋案」は、大藏經では使用例が極めて少なく、我が国の僧侶が江戸期成立の著作にのみ用いた語であるが故に、「訓讀」の

際に考慮の対象とされなかつたのであろうか。しかし、辞典類、例えば、『漢語大詞典』に「尋案」は「尋按」とも記され、「調査する。調べて確かめる。」との意が記され、『三国志』魏志・孫禮傳の「一朝決之、縁有解書図画、可得尋案擿校也。」等、三つの用例が引かれている。また、『大漢和辞典』にも「尋ね考へる。」の意で、『三国志』の同所が引用例として示されている。また、

陛下以至聖之徳、應樂推之符、實宜作樂崇徳、殷薦上帝。而樂書淪亡、尋案無所。（『隨書』（中華書局）卷十三・志第八・音樂上。二八八頁）。

という例も見出させた。清範も同様な意で用いている。故に、「空缺失字、不可尋。案露著坐上。」は、「空缺失字、不可尋案。露著坐上。」と句点の位置を改め、その前半部は「空缺にして失字し、尋案すべからず。」と訓み、経文に缺字が存するので、その意を正確に推察することが出来ない、と解すべきであろう。

最後に、「露著坐上。」の訓読について検討する。その前に、留意すべきは、第十七条の「清浄なる法行」・「清浄ならざる行い」では、前半と後半では対比されている事柄が、微妙に異なっていることである。前半は経文に

「誤脱」が無いように管理されているか、「蟲齧」等により、冒頭や末尾に「空缺失字」が生じていないか。また、後半は経巻の保管方法に関する記述と読める。「清浄なる法行」が「扱箱盛經、安法坐上。」と「箱（經箱カ）に扱めて」「法坐上」に「安」ずのに対し、「清浄ならざる行い」は「露著坐上。」と対応している。「露著」は熟語ではなく、「石橋」の如く、「露」に「著く」と訓読すべきではなからうか。「露」は「物事が表面に現れて、外から明らかに認められる状態」（『日本国語大辞典』（小学館））であり、経巻が剥き出しにされ粗雑に扱われている状態を形容している記述と考えられる。「清浄なる法行」の「箱」の中に整然と管理される経巻との「對應」を強く意識した表現と推察される。また、「著」は、『康熙字典』に「註…著、居也。」（『家語』）、「註…著、置也。」（『集韻』）とあり、「放置」（『漢語大詞典』）の意も見出せ、「石橋」の如く「著く」と訓読すべきと考えられる。故に、「露著坐上。」は「露に坐上に著く。」と訓読すべきであろう。

即ち、「清浄ならざる行い」第十七条は、「十七者、經卷類災、蟲齧屋滿。有頭无尾、有尾无頭。空缺失字、不可尋案。露著坐上。」と句点の位置を替え、「十七は、經

巻類の災、蟲齧は屋に満つ。頭あり尾なく、尾あり頭なし。空缺にして字失し、尋案すべからず。露に坐上に著く。」と訓読出来るのではなからうか。先述した如く、冒頭部の訓読は再考が必要である。

六 第十八条の検討

第十八条の「清浄なる法行」と「清浄ならざる行い」を併記してみる。

「清浄なる法行」の「翻刻」は、

十八者、若欲讀經、先當溜手、盪洗口齒、^(カ)施案經巾、以籍經下。
(5～6行)

* (ワ)、「盪」(石橋 I・梁。(カ)、「齒」(石橋 I)。

とあり、

十八は、若し經を讀まんと欲せば、先ず當に手に溜らせて、口齒を盪洗し、經巾を施案して、以て經下に籍く。

と「訓讀」されている。また、「清浄ならざる行い」の「翻刻」は、

十八者、雖有經文、手不清浄。欲讀便捷、或放妻子不浄牀上、无有信敬。
(57～58行)

とあり、

十八は、經文ありと雖ども、手は清浄ならず。讀まんと欲すれば便ち捉り、或は妻子の不浄牀上に放ち、信敬有ることなし。

と「訓讀」されている。

先ず、第十八条の内容を検討してみたい。全二十条の「清浄なる法行」・「清浄ならざる行い」の中で、經典に言及しているのは第十七・第十八・第十九条の三条のみである。¹⁸⁾ 前述した如く、第十七条は經文の管理と經典の保存方法を論じている。第十九条の前半は、經典を正確に読誦・理解することと読経を蔑ろにすること、後半は、その結果として得られる自利利他の功德と読経を軽視した故に愚痴にして自度の機会を失うことが説かれる。如上、この三条は前後二つの事柄が記され、それを対比して論じる形で構成されているのではなからうか。ここ第十八条も、前後二つの事柄が記されていると解される。前半は読経前に身体を清潔にするか不浄のまままで經典を手にするか、後半は読経の際の經典の置き場所、即ち、「經巾」の上か「妻子不浄牀上」かである。このような前提で考察すると、句読点の位置と訓読が少し異なってくる。以下、少し詳しく論じてみたい。

「清浄なる法行」が前後二段に分かれる箇所は、「石橋I」が句点を付した箇所、「若欲讀經、先當盥手、盥洗口齒。」となり、「若し讀經せんと欲せば、先ず當に⁽¹⁹⁾手を盥ぎ、口齒を盥洗すべし。」と訓読出来る。また「清浄ならざる行い」は、「或」以下が經典の置き場所を示す記述となり、それ以前が、読経する前の態度となる。「清浄なる法行」の手・口齒を清潔にし読経するという行為に対し、「清浄ならざる行い」は、「雖有經文、手不清浄、欲讀便捉。」と句読点を改め、訓読も、「經文ありと雖も、手は清浄ならず、讀まんと欲し便ち捉⁽²⁰⁾。」と読めるのではなからうか。

後半も対比が際立つように記されている。「清浄なる法行」は「施案經巾、以籍經下。」とある。「施案」という熟語は、仏典類には頻出しないようであり、大藏經からは、

・房及房戸扇窓牖。得用七宝作。(イ精好 好精) 亦得。
一切房中施案。(イ禁礙 案礙) 唯。(イ性) 除難房。

〔善見律毘婆沙〕卷第八〔正藏〕二四・七二八頁中)。
という使用例が見出せるのみである。⁽²⁰⁾調査してみると、
・皆、當先按靈宝上元旧格。施案眞文。鎮於方面。

〔太上洞玄靈宝赤書玉訣妙經〕卷上〔道藏〕六・一九

三頁中)。

・赤書黑帝眞文黑繪上、置北壁。施案五篇於齋堂之中、朝暮燒香、随方礼拝、不得雜俗異人于入堂内。(同前)

・常燒香於左右、施案敷本文、嚴整衣冠、心存玄師。

〔正一修真略儀〕〔道藏〕三三・一八一頁中)。

と、道教經典にも使用例が見出せる。『大漢和辞典』「施」には「まうける。」の意の中に「廣韻」施、施設。」との注記がある。これらを参照すると、「前もつて、配慮し準備する。」の意と解せる。故に、「經巾を施案し、以て經下に籍く。」は、準備しておいた經巾を經卷の下に敷き、經典が汚れないように配慮し、読経することを勧めていると読める。一方、「清浄ならざる行い」は「或放妻子不浄牀上。」とあり、読経する際の經卷の置き場所への配慮が全くなされていなく、「或は妻子の不浄の牀上に放つ。」と読むことも出来るのではなからうか。最後の、「无有信敬。」は編者自らが、如上の行為に判断を示した語であろうか。他の「清浄なる法行」「清浄ならざる行い」からは見出せない類の記述である。

七 まとめ

以上、幾つか、『法行經』第一段後半部の「清淨ならざる行い」の「齋刻」・「訓讀」について疑問を抱いた箇所を指摘してみた。調査を進める中で、気付いたことの一つに、以下のような現象があった。検索した佛教經典の範囲が大藏經に限定しており、勿論、検証にはより広範で詳細な調査が必要ではあるが、佛典が使用する例が稀である熟語が、外典、特に道教經典に頻出する現象である。例えば、前述した「清淨なる法行」第十八条で用いられている「施案」もその一つである。僧伽跋陀羅訳『善見律毘婆沙』に唯一使用例が見出せる。しかし、『太上洞玄靈宝赤書玉訣妙經』等の道教經典には幾つか見出すことが出来る。また、第二条で指摘した「穢慢」も、僧祐撰『出三藏記集』に一例見出せる。李昉撰『太平御覽』から使用例を示したが、道教經典には頻出するようである。例えば、

- ・ 四勿穢慢不淨。五勿食父母本命肉。(『雲笈七籤』卷三三(『道藏』二二・二三八頁上))
- ・ 第三戒者、不得淫邪敗真、穢慢靈氣、尚守貞操、使無缺犯。(『同』卷四〇(『同』二七八頁下))

・ 学子及百姓子穢慢神鬼罪。(『無上秘要』卷四四(『道藏』二五・一五〇頁上))。

等々であり、他にも道教經典から引用することが出来る。僅かな使用例から結論を出すことは出来ないが、この現象は『法行經』が佛教經典以外からも影響を受けていた可能性を示唆しているのではなからうか。

註

- (1) 石橋『東方宗教』第七十八号(一九九一年一月)。
 - (2) 石橋『佛教文化研究』第三十七号(一九九二年九月)。なお、同稿は「疑經成立過程における一断面——七寺本『清淨法行經』攷——」と改題され、註(3)に再録。その際、一部に「補訂」(「編者追記」)がなされている。
 - (3) 『七寺古逸經典研究叢書』(大東出版社。一九九六年)。
 - (4) 直海玄哲『清淨法行經』解題(註(3)所収)。
 - (5) 梁「從名古屋七寺の兩部疑僞經資料探討疑僞經在漢語史研究中的作用」『普門學報』第十七期(二〇〇三年九月)。後、「從名古屋七寺の兩部古逸經資料探討疑僞經在漢語史研究中的作用」・『清淨法行經』語詞考辨』と改題し、著書『佛教與漢語史研究』以日本資料爲中心(南山大學學術叢書。上海古籍出版社。二〇〇八年)再録。
- 氏説の引用は全て同書より行う。
- (6) 七寺本写本の「平安寫經獨特の筆法」(石橋I)が指

摘されている。このことは、伝来後、我が国の人物(僧侶力)の手が加わっていることを示しており、その際、誤読・誤写が生じた可能性も否定できない。

- (7) 前田『清浄法行経』と『老子化胡經』——排除のない論議——『七寺古逸經典研究叢書』第二卷(註)(3)参照。後、著書『初期道教經典の形成』(汲古書院。二〇〇四年)再録。

- (8) 『言語坐起』との表現も『長阿含経』卷第五(『正蔵』一・三二頁上)・『大智度論』第三十二(『正蔵』二五・二〇六頁中)等に見出せる。

- (9) 同様の記述は、『四分律比丘戒本』(『正蔵』二二・一〇二頁中)等にも見出せる。

- (10) 『康熙字典』「内」は『説文』・入也。』『正韻』(略)同納。』ある。また、『大漢和辞典』にも、「内」は「いれる。」と読み、「納に通ず。」とある。

- (11) 七寺本中に、「着」と「灑刻」される字は見出せない。本字を「影印」を参照し確認すると、上部が草冠で、下部が「者」と明確に判読できる。また、43行と56行の「著」と同字と判断できる。「灑刻」の如く、「著」とすべきである。

- (12) 「石橋Ⅰ」は「開戸を閉じず。鶏狗猪羊牛馬を放縱して、尿溺もて汚穢ならしむ。」と訓読する。

- (13) 『佛光大辞典』(佛光出版社)は、『佛説佛醫經』に見られる「下風」を、「一般に言う放屁。」と記す。

- (14) 現存する「清浄なる法行」と「清浄ならざる行い」を検討した前田氏は「両者は互いに共通する主題の善惡兩

面をいう」(註(7))と指摘する。

經典を「對應關係」で構成することは、『佛説尸迦羅越六方禮經』を参照したと推察されことは、野村『清浄法行経』の研究——『佛説尸迦羅越六方禮經』と『佛説清浄法行経』——『文藝論叢』第八十三号(二〇一四年十月)で指摘した。

- (15) 七寺本中に、「満」(36行)・「漏」(42行)が見出せるが、本字は、「漏」とは明らかに異なっている。

- (16) 『大漢和辞典』には「測」に「清い。」の意があるとの指摘がある。經文の管理、經典の保管が適切になされていることを語る本条に相応しく、参照すべきであろう。

- (17) 先述した如く、七寺本は我が国で改めて書写された可能性があり、その際、誤写が生じたと推察される箇所も見られる。野村「七寺本『清浄法行経』の「灑刻」と「訓讀」をめぐって——誤写・誤読と推察される文字の検討——『文藝論叢』第九十号(二〇一八年三月)参照。

- (18) 先述した如く、「清浄なる法行」第一条〜第十五条は、欠損しているが、「清浄ならざる行い」を参照する限り、經典への言及はなされていないと推察される。

- (19) 註の如く、「石橋Ⅰ」・梁氏は「盥」と翻刻する。梁氏は、「灑刻」の「溜」は自動詞で「洗」の意が無いことを指摘している。「石橋Ⅱ」では「訓讀」の如く改められている。

- (20) 『国訳一切経經』律部18は、ここを「一切房中案を施し禁関する所無し」と読んでいる。

*本稿で使用した中国語文献に関しては、稿者が翻訳を試みた後、李杰君（元南京大学大学院生）に添削を依頼した。引用部の訳文の責は稿者が負う。

*文献・用語の検索は邱心韻さん（南京大学大学院生）の協力を得た。

（二〇一八・六・二〇）

（南京大学外国語学院日語系）